

公募公告

阿南労働総合庁舎の一部分において、有償による使用許可を受け、清涼飲料水自動販売機の設置及び維持管理を行う方を募集します。応募を希望する方は、以下の要領により企画提案書を提出してください。

令和8年1月16日

厚生労働省所管国有財産部局長

徳島労働局長 亀井崇

1 公募に付する事項

(1)件名

阿南労働総合庁舎における清涼飲料水自動販売機設置及び維持管理業務一式

(2)業務内容

公募説明書及び仕様書による

(3)設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。

2 設置場所

〒774-0011 徳島県阿南市領家町本荘ヶ内120-6

阿南労働総合庁舎（1階） 1台

3 国有財産の使用許可

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

4 応募資格

(1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、使用許可のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(4)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(5)次の各号に掲げる制度が適用される者に当たっては、この公募の応募申込書提出期限の直近2年間（才及び力については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生保険年金、イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ 船員保険、

エ 国民年金、オ 労働者災害補償保険、カ 雇用保険

(6)厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働

基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い、「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(8)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(9)法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(10)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(11)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(12)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(13)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(14)暴力団又は暴力団員及び（9）から（13）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(15)法令等の規程により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けていること。

5 公募説明書の交付場所、応募申込書の提出期限等

(1)交付場所及び問合せ先

〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階

徳島労働局総務部総務課（担当：林田）

電話：088-652-9141

メールアドレス：hayashida-masanori@mhlw.go.jp

(2)交付方法

本公告開始日から令和8年2月10日（火）までの間、郵送又は電子メールにて対応する。

郵送での交付を希望する場合は、返信用封筒及び担当者の連絡先が分かる物（名刺等）を同封のうえ上記(1)あて送付すること。

電子メールでの交付を希望する場合は、同様に上記(1)あて電子メールにて交付希望の旨連絡すること。また、メール送信したことを上記(1)あて電話で伝えること。

交付の申込みは、期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は応募者に属するものとし、期限内の送付がなかったものとみなす。

(3)応募申込書の提出期限

令和8年2月20日（金）10時

(4)提出場所

〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内 6 番地 6 徳島地方合同庁舎 4 階

徳島労働局総務部総務課（担当：林田）

電話：088-652-9141

(5) 応募申込書の提出方法

封筒に入れ、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、あて名(厚生労働省国有財産部局長徳島労働局長あて)及び「[阿南労働総合庁舎における清涼飲料水自動販売機設置及び維持管理業務一式] 応募申込書在中」と記入する等、内容物が分かるようにすること。

6 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者は上記 4 の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することのない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は上記 4 の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消しをされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。なお、誓約書様式は企画提案募集要領別添様式 2 及び 3 を使用すること。

(2) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が上記 5 に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(3) 上記(1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を満たした内容となっているか審査した後、要件を満たしていると認められた応募者の企画提案書を審査採点し、総合得点の最も高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。ただし、評価項目のうち国有財産使用料の金額（以下「使用料」という。）について、徳島労働局が定める使用料の最低価格の 110 分の 100 の制限に達しない場合は非選定とする（※使用料は、企画提案書に記載された金額に当該金額の 10 %に相当する額を加算した金額になるため、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料の 110 分の 100 に相当する金額を企画提案書に記入すること。）。

なお、総合得点の最も高い者が複数存在する場合には、総合得点の最も高い者でくじ引を実施し相手方を選定する。

また、使用料について、いずれの提案金額も徳島労働局が定める使用料の最低価格の 110 分の 100 の制限に達しない場合は、企画提案募集要領で定めた要件を満たしていると認められた企画提案書を提出した応募者全てから、使用料の金額について、再提案を受け、他の評価項目も含めて、再度評価を行うこととするが、再提案の締切りについては、該当者に対し、徳島労働局から別途連絡する。

(4) 再提案によっても徳島労働局が定める使用料の最低価格の 110 分の 100 の制限に達しない場合、総合得点の高い者から順に、徳島労働局が定める使用料の最低価格の 110 分の 100 の制限以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

(5) 上記(4)の手続によっても徳島労働局が定める使用料の最低価格の 110 分の 100 の制限に達しない場合は、本件公募手続を打ち切る。

(6) 選定結果（再提案の場合を除く。）については、担当部署から採用者に対してのみ、連絡

する。

なお、詳細については企画提案募集要領を参照すること。

7 その他

(1)公募・使用許可手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)応募者に要求される事項

この公募に参加を希望する者は、上記4の応募資格を有することを証明する書類を令和8年2月20日（金）10時00分までに上記5(4)宛て提出しなければならない。

また、公募に参加を希望する者は、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。応募者は、担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3)応募の無効

本公告に示した応募資格のない者の提出した応募申込書、応募者に求められる義務を履行しなかった者の提出した応募申込書は無効とする。(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の応募を無効とする。

(4)担当者等から提出される関係書類については、事業者としての決定であること。

また、押印が省略された関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、応募の無効や使用許可の取消を行う。

(5)提出された企画提案書は返却しない。

(6)企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。

(7)提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。